

資料



サウディ国内の古代遺跡からの出土品

1 統治基本法（1992年3月公布）

第1章 原則

第1条：サウディアラビア王国は、アラブ・イスラームの主権国家であり、その宗教はイスラームであり、その憲法はクルアーン（コーラン）およびスンナ（預言者ムハンマドの言行）とする。また王国の言語はアラビア語とし、首都はリヤードに置くものとする。

第2条：王国の祝日は、「イード・ル・フィトル（断食明けの大祭）」と「イード・ル・アドハー（犠牲祭）」とし、暦はイスラーム暦を使用する。

第3条：国旗は以下の通りとする。

- (1) 色は緑とする。
- (2) 縦の長さは、横の長さの3分の2とする。
- (3) 国旗の真中には、“la ilah illa Allah Muhammad rasoul Allah”（アッラーの他に神は無し、ムハンマドは神の使徒なり）と表記し、その下に、剣を置く。国旗は半旗にしてはならず、この関連規定は法令にて明示される。

第4条：国家の紋章は、交差した2本の剣とその交差の上部に椰子の木を置いた図柄とする。国歌と勲章は法令にて定められるものとする。

第2章 統治制度

第5条：

- (1) 王国の政体は君主制とする。
- (2) 王国の統治は、建国の父アブドルアジーズ・ビン・アブドッラハマーン・アルファイサル・アール・サウードの子息および孫（男子）に委ねられるものとする。その中の最も相応しいものがクルアーンとスンナの導きにより王位に就くものとする。
- (3) 国王は、勅命により皇太子の選任と解任を行う。
- (4) 皇太子は国王から委任された任務と皇太子としての義務を遂行するものとする。
- (5) 国王逝去の際は、正式の即位が行われるまで、皇太子が国王の権限を引き

継ぐものとする。

第6条：国民は、クルアーンとスンナの教えにのっとり、苦境や安楽な時であろうとも、また、平穏や不穏な時であろうとも、いついかなる時でも君主に忠誠を尽くすものとする。

第7条：王国の統治理念はクルアーンとスンナの教えによるものとし、クルアーンとスンナが本法ならびに王国のすべての法令を支配する。

第8条：王国の統治はイスラーム法に従った、正義、協議、平等に基づくものとする。

第3章 サウディ社会の根幹

第9条：家族はサウディ社会の中核であり、各人はイスラームの教義、アッラーと預言者と統治者への服従、法令の尊重と実施、愛国心ならびに国とその歴史に対する誇りに基づき養育される。

第10条：王国は、家族の団結、家族によるアラブ・イスラームの価値観の保持、家族全員の保護と彼等の資質と能力開発のための環境作りを図るものとする。

第11条：サウディ社会は、国民によるイスラームの遵守、国民間の協調と相互扶助ならびに差別の撤廃に基盤をおく。

第12条：王国は国家の団結を強化し、分裂、騒乱、崩壊を引き起こすあらゆる事態の防止に努める。

第13条：教育は、イスラームの教義を若い世代に教化することと、彼等が愛国心と国の歴史に誇りを持って社会建設に貢献するための技術と知識の習得を目指すものとする。

第4章 経済原則

第14条：王国内の、地中・地表上または領海上ならび王国の権益が及ぶ陸海上の全ての富ならびにその富の全ての資源は、法令の定めるところに従い、国家に帰属する。国家の利益、安全保障および経済に資するこれらの富の利用、保護、開発の方法は法令にて明示される。

第15条：法令に定めある場合を除き、国家資源のいずれについても利権供与・投

資が行われることはない。

第16条：公共財は大切にすべきものであり、王国はその保護に努めることとし、国民と居住者はその保持に努めることとする。

第17条：所有権、資本、労働は王国の経済と社会制度の根幹を成すものであり、イスラーム法に基づく社会奉仕のための私権である。

第18条：王国は私的所有権の自由と不可侵を保証する。その財産は公共の利益のため以外に収用されることはなく、収用される場合、所有者は正当な補償を受けるものとする。

第19条：財産の公的没収はこれを禁止する。私的没収に対する罰は裁判所の判決に基づくものとする。

第20条：必要性と正当性がある場合以外は、租税公課が課せられることはない。法令に定めある場合を除き、租税公課の徴収、修正、廃止、免除は認められない。

第21条：ザカート税はイスラーム法に従い徴収され、使用されるものとする。

第22条：経済・社会開発は、適切かつ厳正な計画に基づき実施されるものとする。

第5章 権利義務

第23条：王国はイスラームの教義を保護し、イスラーム法を適用し、善行を進め、悪を罰し、イスラームの求める義務を履行するものとする。

第24条：王国は二聖モスクに奉仕し、その修理を行い、来訪者が快適かつ容易に巡礼、小巡礼、訪問を行えるよう彼等に安全と保護を提供する。

第25条：王国は、一致団結と統一というアラブ・イスラーム諸国の理想の実現と、友好国との関係強化に努める。

第26条：王国はイスラーム法にのっとり人間の権利を保護するものとする。

第27条：王国は非常時、疾病、身体障害、老齢の場合において国民およびその家族の権利を保護し、社会保障制度を充実させ、社会福祉事業に対する企業と個人の参画を奨励するものとする。

第28条：王国は労働可能な国民の就労分野を整備し、労働者と雇用主を保護する法令を制定する。

第29条：王国は科学・芸術・文化を保護し、科学研究を奨励し、アラブ・イスラ

ームの遺産を保護し、アラブ・イスラームならびに人類の文明に貢献するものとする。

第30条：王国は一般教育を普及させ、文盲撲滅に努める。

第31条：王国は公衆衛生に留意し、全国民に医療サービスを提供する。

第32条：王国は環境保全・保護・開発を実施し、環境汚染を防止する。

第33条：王国はイスラームの教義、二聖モスク、社会ならびに祖国の防衛のため、軍隊を創設・整備する。

第34条：イスラームの教義、社会ならびに祖国の防衛は全国民の義務である。兵役の規定は法令にて明示される。

第35条：サウディアラビア国籍に関する規定は法令にて明示される。

第36条：王国はすべての国民と居住者の安全を保証する。法令に定めある場合を除き、個人の行動の束縛、逮捕、投獄は、許可されないものとする。

第37条：住居は不可侵であり、家主の承諾を得ずにその住居に立ち入ることはできず、また、法令に定めある場合を除き、家宅搜索は許可されないものとする。

第38条：処罰は当人に止まるものとし、犯罪および処罰はイスラーム法もしくはは法令の定めるところに拠るものとする。

第39条：情報・出版ならびに言論活動は王国の法令に準拠し、適性の実施され、イスラーム共同体の文化発展と統一に参画するものとする。煽動、分裂を導くもの、国家安全保障と広報活動に危害を加えるもの、個人の人権、尊厳を傷付けるもの、これら全ては禁止され、法令にて明示される。

第40条：電信、郵便、電話ないし他の伝達手段による連絡は保証されており、法令に定めある場合を除き、その差し止め、遅滞、諜報または盗聴は許可されないものとする。

第41条：王国に居住する者はその法令を遵守し、サウディ社会の価値観と伝統ならびに感情を尊重するものとする。

第42条：王国は、公共の利益に反しない場合、政治亡命の権利を認める。犯罪人の国外への引き渡しに関する規則と手続きは、法令と国際条約にて定められる。

第43条：国王ならびに皇太子のマジュリス（会合）はすべての国民ならびに不平・不満のある人々に開放されており、各人は陳情の権利を有するものとする。

第6章 国家権能

第44条：王国の国家権能は次の三権により成り立つものとする。すなわち、司法権、行政権、立法権である。これら三権の責務は、相互協力の上、遂行され、その拠り所は国王である。

第45条：サウディアラビア王国におけるイフター（ifta；法的解釈を提示すること）の法源はクルアーンとスンナとする。最高ウラマー（法学者）会議とイスラーム学研究・イフター局の編成およびそれら機関の責務は法令にて明示される。

第46条：司法は独立の権威であり、裁決はイスラーム法の権威のみに委ねられるものとする。

第47条：すべての国民および国内居住者は平等の訴訟権を有し、その必要手続きは法令にて明示される。

第48条：クルアーンとスンナの教義ならびにそれらに反しない偽政者の公布した法令に基づき、裁判所は、法廷に提訴された全ての訴訟について、イスラーム法を適用する。

第49条：下記53条に鑑み、裁判所は、全ての紛争と犯罪の処理に当たるものとする。

第50条：国王またはその代理人は裁決の実施に配慮するものとする。

第51条：最高司法評議会の設立とその責務ならびに裁判所の組織とその責務は法令にて明示される。

第52条：法令と最高司法評議会の提案に基づき、勅命により、裁判官の任命および罷免が行われる。

第53条：苦情処理委員会の組織ならびにその責務は法令にて明示される。

第54条：調査・検察局の組織ならびにその責務は法令にて明示される。

第55条：国王は、イスラームの宗規に基づきイスラーム共同体を導き、イスラーム法と法令の適用、国家一般政策の施行ならびに国家の保護・防衛を監督する。

第56条：国王が首相となり、閣僚会議メンバーは、本法および諸法令に従い、国王の業務を補佐する。内政、外交、政府機関の構成およびそれらの調整に関する閣僚会議の権限は、閣僚会議法にて明示されるものとし、また、閣僚の資格、その権限など閣僚に関する全ての事項は、法令にて明示される。閣僚会議法と閣僚

会議の責務は本法に従い、修正されるものとする。

第57条：

- (1) 国王は勅命により副首相および閣僚会議メンバー（大臣）を任免する。
- (2) 副首相および閣僚会議メンバーは、イスラーム法と法令の適用ならびに国家政策の実施について国王に対し責任を負う。
- (3) 国王は閣僚会議の解散と再組閣を行う。

第58条：国王は法令に基づき、勅命により、大臣・次官ならびに上級職員を任免する。大臣ならびに独立機関の長は、首相に対し、管轄の省または機関についての責任を負うものとする。

第59条：給与、報酬、補償、特典、年金は、公務員規則にて明示される。

第60条：国王は全軍の最高司令官であり、法令に基づき将校の任免を行う。

第61条：国王は非常事態・総動員・宣戦を布告する。本件に関する規定は法令にて明示される。

第62条：王国の安全、国土の統一、国民の安全と利益が危機に瀕した時、または、国政が正常に行われない時、国王はその危機に対処するため緊急の対策を講じる。また、その措置が継続を要する場合、国王は必要な法的手続きを取るものとする。

第63条：国王は他国の国王、元首を接受し、外国における国王の代表を任命し、また、王国に駐在する外国代表の信任状を受理する。

第64条：国王は法令に基づき、勲章を授与する。

第65条：国王は勅命により、その権能の一部を皇太子に委譲することができる。

第66条：国王が外国に渡航する際、国王は勅命を發布し、同勅命の規定に基づき、皇太子をその代理として国政にあたらしめ、国民の利益を守らしめるものとする。

第67条：国政腐敗の防止と国益の実現のため、立法機関はイスラーム法に従って法令と諸規則を制定し、本法、閣僚会議法ならびに諮問評議会法に従い、その責務を履行する。

第68条：諮問評議会が設立されるものとする。その設立方法、責務の履行方法ならびにその構成メンバーの選任方法は、諮問評議会法にて明示される。国王は諮問評議会の解散と再組織を行う。

第69条：国王は、閣僚会議と諮問評議会を合同で開催し、必要に応じその指名す

る者を出席させ、討議せしめることができる。

第70条：各種法令、条約、国際協定、利権協定は勅令により公布ならびに修正される。

第71条：諸法令は官報にて公布され、他に日を特定されない限り、その公布日から発効するものとする。

第7章 財政

第72条：

(1) 国家収入と国庫への移管に関する規定は法令にて明示される。

(2) 法令の定めによる方法に従い、歳出入が決定される。

第73条：予算措置のあるもののみ、国庫よりの支出が認められる。予算が不足する場合、勅令をもってその支払を行うものとする。

第74条：国家の資産は法令に定めある場合を除き、売却、租借、処分されることはない。

第75条：通貨、銀行、度量衡に関する規定は法令にて明示される。

第76条：国家会計年度は法令にて定められる。予想歳入・歳出を含む国家予算は、少なくとも会計年度開始の1ヵ月前に勅令によって発表されるものとする。緊急の事態が発生し、会計年度開始前の新予算の発表が不可能な場合は、新予算が発表されるまで前年度予算に従うものとする。

第77条：所管機関は会計年度末に収支決算報告をまとめ、首相に提出するものとする。

第78条：法人格を有する公的機関の予算と収支決算は、国家予算・収支決算と同様の手続きにて行われるものとする。

第8章 監査機関

第79条：全ての国庫歳出入ならびに国家の動産と不動産は監査され、これら財産の適切な使用と保持が確認されるものとする。これらの監査に関する年次報告書は首相に提出される。本件に係わる所管機関とその義務および職責は法令にて明示される。



新三法を公表するファハド国王（1992年3月2日付、
現地紙“アル・ジャジーラ”）

第80条：政府機関は、適切な行政の遂行と法令の適用を確認するため、監査されるものとする。財政上および行政上の違反が調査され、違反に関する年次報告書が首相に提出される。本件に係わる所管機関とその義務および職責は法令にて明示される。

第9章 総 則

第81条：本法の適用は、王国が諸外国、国際機関・団体と結んだ条約と協定に抵触しないものとする。

第82条：本法第7条の規定が遵守されている限り、本法の規定は、戦争時、非常事態宣言時および法令に規定されている特定の時に臨時的措置が取られる場合を除き、いかなる場合にも停止されないものとする。

第83条：本法の修正は、本法公布時と同様の手続きによってのみ、行われるものとする。

以 上

2 諮問評議会法（1992年3月公布）

第1条：至高なるアッラーの御言葉、「アッラーの御慈悲故に、汝は信者たちに寛大であった。もし、汝が冷酷な心で苛酷であったならば、信者たちは汝のもとを離れ去ったであろう。だから、汝、彼らを許し、彼らの為に（アッラーに）許しを乞い、事に当たっては彼等に意見を求めよ。それで、（事を）決めたなら、アッラーに全てを委ねよ。アッラーは謙虚に身を委ねる者をお好みになる」ならびに、「彼等の主（の命令）に答え、礼拝の勤めを果し、どんなこともお互いに良く相談し合い、われの恵んだ物を惜しみ無く施す者たち」を具現し、教友たちに意見を求め、合議することを信者に奨励したアッラーのみ使いを範として、諮問評議会は設立される。同評議会は、善行と敬神に基づく相互扶助と兄弟の紐帯を守りアッラーの書（クルアーン；コーラン）と預言者のスンナ（言行）を堅持し、統治基本法と本法の定める所に従って付託された職務を遂行する。

第2条：諮問評議会は、クルアーンの保持と、イスラーム法の諸法源の護持に立脚し、その議員は、公益の奉仕に努め、国民の団結、国家の存立ならびにイスラーム共同体の利益の保護に努力する。

第3条：諮問評議会は、国王が学識経験者、専門家の中から選ぶ60人の議員と（一人の）議長から構成される。議員の権利、義務および全ての事柄は勅命により定められる。

第4条：諮問評議会の議員資格は以下の通り定められる。

- (1) サウディ国籍を有する純粋サウディ人男性
- (2) 能力と人格が証明される者
- (3) 年齢が30歳以上の者

第5条：諮問評議会議員は、議員職からの辞任を議長に申し出る事ができ、議長はそれを国王に報告しなければならない。

第6条：諮問評議会議員が、その職務上の義務に背いた場合、勅命によって定められる規則と手続きに従って、事実関係の調査と裁判が行われる。

第7条：何らかの理由により諮問評議会議員の欠席が生じた場合には、国王がこれに代わる者を選び、これに関する勅命が公布される。

第8条：諮問評議会議員は自己の利益のために、その地位を利用してはならない。

第9条：国王がその必要を認める場合を除き、諮問評議会の議員は他の公務職又は民間の職を兼ねることは許されない。

第10条：諮問評議会議長、副議長および事務局長の任免は勅命によってなされる。また、その俸給、権利、義務および全ての事柄は勅命にて定められる。

第11条：諮問評議会議長、議員、事務局長は諮問評議会の職務に就く前に、国王の前で次の宣誓を行う。

「偉大なるアッラーにかけて、私は私の宗教に、そして、私の王と祖国に誠実であり、いかなる国家機密も漏らすことなく、国家の利益と法令を保持し、自らの職務を誠実、真剣かつ公正に遂行することを誓う」

第12条：諮問評議会の所在地はリヤード市とする。また、国王が望めば、王国内のいかなる場所においてもその会議を開催できるものとする。

第13条：諮問評議会の会期は、その設立を命じる勅命の中で定められた日からヒジュラ暦（イスラーム暦）で4年間とする。新議会の設立は、会期終了以前、すなわち最低2か月前に完了する。新議会の設立前に会期が終了した場合には、前会議が新会議の設立完了するまで継続してその任務を行う。新議会の設立に当っては、議員定数の半数を下回らない数の新議員を選ぶよう配慮される。

第14条：国王またはその代理を務める者は、毎年、諮問評議会で国家の内政、外交政策を含む国王声明を発表する。

第15条：諮問評議会は首相から付託される国家の一般政策、特に以下に述べる事項について意見を明らかにする。

- (1) 経済・社会開発に関する全般的計画について審議し、それに関する意見を具申する。
- (2) 法令、規則、条約、国際協定、利権協定について検討し、それに関する提案を行う。
- (3) 諸法令の解釈を行う。
- (4) 各省ならびに他の政府機関から提出される年次報告書を審議し、それに関する提案を行う。

第16条：諮問評議会の会議は、議長又はその代理を務める者を含め、少なくとも

全議員の3分の2が出席しない限り成立しない。また、その決議は出席議員の過半数が合意しない限り効力を有しないものとする。

第17条：諮問評議会の決議は首相に上程され、検討のため閣僚会議に回付される。両議会の見解が一致した時は、国王の承認を得た上で公布される。意見の相違があった場合、国王が自らの意見で決定を下す。

第18条：法令、条約、国際協定、利権協定は、諮問評議会の検討を経た後、勅令に基づき公布、または修正されるものとする。

第19条：諮問評議会は、その議員から構成される、専門的事項を審議する専門委員会を設置する。また、同様に、上程議案の問題について検討する特別委員会を組織することができる。

第20条：諮問評議会の各種委員会は、評議会議長の承認を得た後、評議会議員以外の適切と思われる人物に協力を要請することができる。

第21条：諮問評議会の議長、副議長、専門委員会の委員長から成る総務会を同議会に置く。

第22条：諮問評議会議長は、諮問評議会が討議を行う時、その討議事項を責務としている政府の責任者の評議会出席を、首相に対し要請しなければならない。出席した責任者は、審議に参加する権利を有するが、議決権は有しないものとする。

第23条：諮問評議会の議員10人をもって、新たな法令案あるいは現行法令の改定の発議権が生じ、諮問評議会議長に提案できるものとする。議長はこの提案を国王に上奏しなければならない。

第24条：諮問評議会議長は、評議会がその職務の円滑な遂行のために必要と考える政府諸機関の書類や資料を議会に提出するよう首相に要請しなければならない。

第25条：諮問評議会議長は、諮問評議会の内部規程の明示する所に従い、評議会の行った活動に関する年次報告書を国王に捧呈する。

第26条：内部規程による定めがない場合、公務員規程が諮問評議会関連組織の職員に適用される。

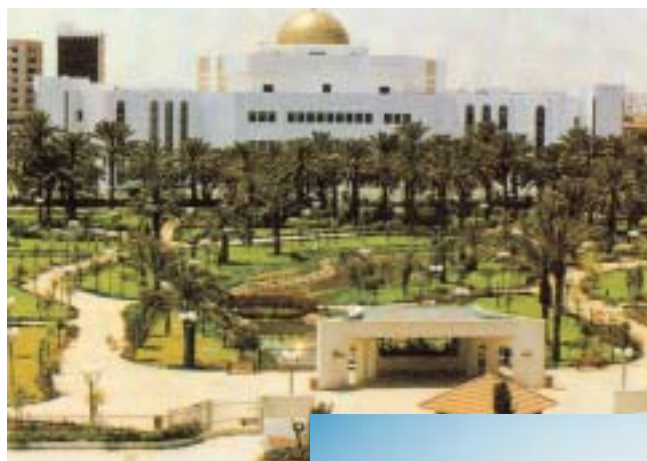
第27条：諮問評議会は国王によって承認された特別予算を持ち、その支出は勅命に基づき公布される規則に従って行われる。

第28条：諮問評議会の経理会計処理、監査、および決算は勅命によって公布される特別規則に従って行われる。

第29条：諮問評議会の内部規程は、評議会議長、副議長、事務局長の専任事項、議会関連組織、会議の運営方法、事務手続き、委員会の機能、裁決の方法を規定する。また、評議会が王国とその国民の利益のためにその専任事項を遂行する場であることを勸案し、審議規則、反論の原則および議会内におけるその他の原理・原則をも規定する。当該内部規程は勅命によって公布される。

第30条：本法の公布手続き以外の方法による本法の修正は認められない。

以上



キング・ファハド国立図書館（リヤード）



国立博物館正面（リヤード）

3 地方行政法（1992年3月公布）

第1条：本法は王国の州行政の水準向上と各州の発展を目的とする。また、治安と秩序を守り、イスラーム法の枠内で国民の権利と自由を保証することも本法の目的である。

第2条：王国の州区分と各州の州庁の所在地は、内務大臣の勧告に基づき、勅命によって定められる。

第3条：行政区としての各州は、いくつかの「県」「郡」「区」によって構成される。この区分は、各地方の人口、地理、治安、環境、交通を考慮して行われる。「県」は、内務大臣の勧告に基づき、勅命によって定められる。一方、「郡」と「区」については、州知事の勧告に基づき、内務大臣の決定により組織される。

第4条：各州には閣僚級の知事（アミール）を置き、また、知事の職務を補佐し、知事が不在の時にその職務を代行する上級職の副知事を置く。知事と副知事の任免は、内務大臣の勧告に基づき、勅命によって行われる。

第5条：知事は内務大臣に対して責任を負うものとする。

第6条：知事と副知事は就任前に、国王の前で次の宣誓を行う。

「偉大なるアッラーにかけて、私は私の宗教に、そして、私の王と祖国に誠実であり、いかなる国家機密も洩らすことなく、国家の利益と秩序を守り、自らの職務を誠実、真剣かつ公正に遂行することを誓う」

第7条：各州知事は国家の基本政策にそって、また、本法およびその他の法令や条例の定めるところに従って、州の行政を司る。知事はとりわけ以下について責任を負う。

- (1) 治安、秩序、安寧を維持し、法令や条例に従って、そのために必要な対策を講じる。
- (2) 最終的に確定した司法判決を執行する。
- (3) 個人の権利と自由を保証し、イスラーム法と法令に定められた範囲を越えて、この権利と自由を侵害するいかなる措置も取らない。
- (4) 州の社会、経済、社会資本の発展に努める。
- (5) 州の公共サービスの充実とその水準の向上に努める。

(6) 県、郡、区を治め、県知事、郡長、区長の職務を監督し、彼等が十分にその職務を遂行していることを確認する。

(7) 国家の財産および所有権の保護と、その所有権に対する侵害を防止する。

(8) 州内の政府機関とその職員が、誠実かつ忠実にその職務を申し分なく遂行していることを確認するために、これを管理・監督する。その際、州内の省庁や政府機関の職員とその所属先の関係に留意するものとする。

(9) 大臣または各政府機関の長と直接連絡をとり、それら政府機関の職務遂行能力の向上を目的として、内務大臣の了解の下で、州の諸問題について協議する。

(10) 本法の施行規則の定める所に従い、州の公共サービスの実施能力ならびに州の状況に関する年次報告書を内務大臣に提出する。

第8条：内務大臣を議長とする年次州知事会議が各州に関わる問題を検討するために開催され、内務大臣はその報告書を首相に上申する。

第9条：州知事を議長とする県郡長会義が州に関する問題を検討するために、少なくとも年2回、開催される。

第10条：

(1) 各州に、内務大臣の勧告に基づく閣議の決定により、14級職以上の1名または複数の次官が任命される。

(2) 各県に、内務大臣の勧告に基づく閣議の決定によって任命される14級職以上の県知事を置く。また、州知事の勧告に基づく内務大臣の決定によって任命される12級職以上の副県知事を置く。

(3) 各郡に、州知事の勧告に基づく内務大臣の決定によって任命される8級職以上の郡長を置く。

(4) 各区に、県知事の勧告に基づく州知事の決定によって任命される5級職以上の区長を置く。

第11条：州知事、県知事、郡長、区長はその職務の行われる場所に居住しなければならない。また、直属の上司の許可無く、担当行政区から離れてはならない。

第12条：県知事、郡長および区長は、その職制と与えられた権限の範囲内において職務を遂行するものとする。

第13条：県知事は、(6)項、(9)項および(10)項を除く第7条の各項に定めら

れた専任事項の範囲において、県政を行う義務を負う。また、県知事は、配下の郡長、区長の職務を監督し、彼等が十分にその職務を遂行していることを確認しなければならない。また、本法の施行規則の定めるところに従って、公共サービスの水準およびその他の県の状況に関する定期報告書を州知事に提出しなければならない。

第14条：州内において何らかの業務を行う省庁または政府機関は、その中央機関と直接結ばれる12級職以上の者を、その州における当該機関の長として任命しなければならない。当該機関の長は、その職務の分野において州知事と調整を行うものとする。

第15条：各州に「州議会」と称される議会を設立し、その所在地は州庁の所在地とする。

第16条：州議会は以下によって構成される。

- (1) 議長としての州知事
- (2) 副議長としての副知事
- (3) 次官および県知事
- (4) 内務大臣の勧告に基づく首相の決定によって指名された州内の政府機関の長
- (5) 州知事の推薦と内務大臣の合意に基づく首相の命令によって、学識経験者や専門家の中から任命された10名を下回らない市民。彼等の任期は4年とし、再任できる。

第17条：州議会議員の資格は以下の通り定められる。

- (1) サウディ国籍を有する純粋サウディ人男性である。
- (2) 能力と人格が証明される。
- (3) 30歳以上である。
- (4) 州に定住している。

第18条：議員は、州議会の専任事項の範囲内の事項であれば、州議会議長に対し書面で提案を行うことができる。議長はすべての提案を、提示・検討するために議会の審議日程の中に組み込む。

第19条：議員は、課題が議員自身の個人的な利益に関係する場合、または、議員

に対する証言が受け入れられない者の利益に係る場合、あるいは、議員がその議題に利益を持つ者の委任者、保護者もしくは代理人である場合には、議会および委員会の討議に参加することができない。

第20条：任命された議員がその職からの辞任を望む場合は、州知事を通じて内務大臣に、その願いを提出する。内務大臣の勧告に基づく首相の承認が得られるまで、その辞職は効力を有しないものと見做される。

第21条：本法で定められた状況以外では、内務大臣の勧告に基づく首相の命令がない限り、任命された議員の議員資格はその任期中に剥奪されることは許されない。

第22条：任命された議員が、なんらかの理由によりその地位を辞した場合、辞任の日から3カ月以内に新議員が任命される。当該新議員の任期は、本法第16条（5）項にて定められた前任者の任期の残りの期間とする。

第23条：州議会は州の公共サービス水準の向上に係る全ての問題を専門に検討するものとし、特に以下の点について責任を負う。

- （1）州の必要事項を決定し、それを国家の開発計画へ取り込むよう提案する。
- （2）優先順位を考慮して有益なプロジェクトを決定し、そのプロジェクトを国家予算に計上するよう提案する。
- （3）州内市町村の秩序ある計画を調査・検討し、その承認後の実施状況を追跡調査する。
- （4）州独自の開発計画の実施状況、そのバランスと調和について追跡調査する。

第24条：州議会は州民の福利に益するあらゆる事業を提案し、その事業への州民の参加を奨励し、この提案を内務大臣に上申する。

第25条：州議会においては、本法によって議会に定められた専任事項から逸脱する問題を取り上げることは禁止されている。この既定に違反した決議は無効であり、内務大臣がその決定を下すものとする。

第26条：州議会は、議長の招集によって3カ月毎に定例会議を開催する。議長は、必要と認めた場合、臨時会議を招集する権限を有する。会期は1回の召集に基づいて開催された1回もしくは数回の会議を含み、審議日程に上がった全ての議題が終わるまで、その会期は終了しないものとする。

第27条：本法第16条（3）項および（4）項に規定の議員については、州議会への出席は職務上の義務と見做され、議員は自分自身で、また、休職中の場合にあっては、その代理を務める者が出席しなければならない。また、同条（5）項で定められた議員で、正当な理由無く2回連続して議会を欠席したものは、罷免される。この場合、その議員は罷免の決定が出された日から2年を経過した後でなければ、州議会議員として指名されないものとする。

第28条：州議会の会議は、少なくともその議員の3分の2の出席がなければ成立しない。その決議は、議員投票の絶対多数によって決定し、賛否同数の場合は議長の票を決定票とする。

第29条：州議会は、必要に応じて、その専任事項の中のいかなる事項についても、それを検討するための特別委員会を設置することができる。また、議会は、議会が学識経験者や専門家であると認める人物の協力を求めることができる。また、州議会に出席し、審議に加わることが適当と思われる人物を招喚することができる。但し、同人に議決権は付与されない。

第30条：内務大臣は、自らの望むいかなる場所においても、議長として会議を招集することができる。また、内務大臣はその出席するいかなる会議においても議長となる資格を有する。

第31条：州議会は、議長または副議長の招集もしくは内務大臣の命令がない限り、開催されない。

第32条：州議会議長は、決議の写しを内務大臣に提出しなければならない。

第33条：州議会議長は、省庁および政府機関の管轄事項に関する議会の決議を当該機関に通知しなければならない。

第34条：省庁および政府機関は、本法第23条（1）項および（2）項の規定に関する州議会の決議を配慮するものとする。省庁または政府機関が、前述の事項についての州議会の決議の不採用を望む時は、その理由を州議会に明らかにしなければならない。省庁または政府機関の明示した理由を、州議会が適当であると認めない場合、州議会はその件を首相に提示するため、内務大臣に上申する。

第35条：州内において公共事業を行う省庁および政府機関は、予算に計上されたその州のプロジェクトを、予算の公布後直ちに、州議会に通知するものとする。

同様に、開発計画の中でその州に決定された事柄についても州議会に通知する。

第36条：すべての閣僚および政府機関の長は、その管轄事項に関わる州内のあらゆる問題について州議会の意見を求めることができる。議会はこれに対し意見を提示しなければならない。

第37条：閣僚会議は内務大臣の勧告に基づき、州議会の議長および議員の報酬を決定する。その算定に際しては、交通費および滞在費が考慮されるものとする。

第38条：州議会は、内務大臣の勧告に基づく首相の命令がない限り、解散されないものとする。新議員は解散の日から3カ月以内に任命される。解散中の期間にあっては、本法第16条（3）項および（4）項に規定の議員が、州知事を議長として議会の専任事項を遂行する。

第39条：州議会は、州庁舎に事務局を置き、事務局は、審議日程の準備、日程に合わせた招集状の発送、会議審議内容の記録、開票作業、議事録の作成、決議事項の発表、議会の調整に必要な業務、決議事項の記録、を行う。

第40条：内務大臣は、本法の施行規則を公布する。

以上



内務省（リヤード）

4 サウディアラビア年表

- 570年頃 預言者ムハンマド、マッカにて出生
- 610年 ムハンマド、アッラーの啓示を授かる
- 622年 ムハンマド、マッカからマディーナへ移住
- 630年 ムハンマド、マッカを征服
- 632年 ムハンマドが逝去、アブーバクルが初代カリフ（後継者）となる
- 634年 アブーバクルが病死、ウマルが第2代カリフに就任
- 644年 ウマルが暗殺され、オスマーンが第3代カリフとなる
- 656年 オスマーンが暗殺され、アリーが第4代カリフに就任
- 661年 アリーが暗殺され、正統カリフ時代が終焉。イスラームの勢力範囲は拡大し、政治・経済の中心地はダマスカス、そしてバグダードへと移る。アラビア半島は歴史の表舞台から姿を消す。
- 1700年頃 サウード家一族がディルイーヤに定住
- 1703年 サラフィー運動の創始者、ムハンマド・ビン・アブドルワッハーブ、生まれる
- 1726年 ムハンマド・ビン・サウードがサウード家の当主となる
- 1745年 ムハンマド・ビン・サウードとムハンマド・ビン・アブドルワッハーブが提携、アラビア半島統一に乗り出す
- 1765年 ムハンマド・ビン・サウードが没し、息子のアブドルアジーズが首長となる
- 1790年 サウード軍、ハサーに攻め込む
- 1792年 ムハンマド・ビン・アブドルワッハーブ没す
- 1803年 サウード軍、ヒジャーズに侵攻、マッカを占領。アブドルアジーズ首長が暗殺され、サウードが首長となる
- 1805年 サウード軍、マディーナを占領、サウード家がアラビア半島のほぼ全域を支配
- 1811年 オスマン・トルコ帝国、エジプトのムハンマド・アリーにサウード家討伐を命じる

- 1818年 9月 エジプト軍、サウード家の本拠地ディルイーヤを攻略、第1次サウード侯国滅亡
- 1824年 サウード家のトルキー首長、第2次サウード侯国建国を目指し、リヤードに都する
- 1834年 トルキー首長が暗殺され、ファイサルがサウード家の首長となる
- 1865年 父トルキーの遺志を継ぎ、アラビア半島を再統一、第2次サウード侯国を磐石なものとしたファイサル首長が逝去、アブドラーが跡を継ぐ
- 1871年 7月 オスマン・トルコ、ハサーを併合
- 1880年 12月 アブドルアジーズ（現サウディアラビア王国建国の祖）生まれる
- 1883年 サウード家とラシード家の勢力争いが始まる
- 1887年 10月 ラシード家がリヤードを占領
- 1889年 11月 アブドラー首長が逝去し、アブドッラハマーンがサウード家の当主となる
- 1891年 アブドッラハマーン首長、家族と共にリヤードを脱出、第2次サウード侯国滅亡
- 1892年 12月 アブドッラハマーン首長一家、クウェイトに亡命
- 1902年 1月 アブドルアジーズ、リヤードを奪還、アラビア半島統一事業に着手する
- 1908年 9月 ハーシム家のフセインがマッカ大公に就任。ヒジャーズ鉄道（ダマスカス＝マディーナ）開通
- 1913年 5月 アブドルアジーズ、ハサー地方をトルコから奪還し、「ナジドとハサーのスルターン」となる
- 1914年 8月 第1次世界大戦勃発
- 1916年 11月 アブドルアジーズがクウェイト、バスラ（12月）を訪問
- 1918年 9月 第1次世界大戦終結
- 1920年 10月 サウード軍、クウェイトに侵攻、ジャハラでクウェイト軍を粉砕
- 1921年 6月 アブドルアジーズ、「ナジドとその属領のスルターン」となる
- 11月 サウード軍、ラシード家を滅ぼす

- 1922年 12月 オカイル協定締結、クウェイト、イラク、ナジドの国境確定
- 1924年 3月 マッカ大公フセインがカリフ就任を宣言
- 10月 サウード軍、マッカを占領。フセイン大公が退位し、息子アリーが継承
- 1925年 12月 サウード軍、マディーナとジェッダを占拠、ヒジャーズを支配下に置く
- 1926年 1月 アブドルアジーズ、「ヒジャーズ王およびナジドとその属領の سلطان」となる
- 1932年 9月 アブドルアジーズ、サウディアラビア王国を建国、初代国王となる
- 1938年 3月 ダンマームで商業量に達する石油発見
- 1939年 5月 サウディアラビア原油の輸出開始
- 1939年 9月 第2次世界大戦勃発
- 1945年 3月 アラブ連盟発足
- 8月 第2次世界大戦終わる
- 10月 国連に加盟
- 1948年 5月 イスラエル共和国建国、第1次中東戦争が始まる
- 1951年 リヤード＝ダンマーム鉄道、開通
- 1953年 中立地帯陸上のワフラで石油発見
- 11月 アブドルアジーズ国王が逝去、サウードが第2代国王に即位
- 1955年 6月 日本との国交樹立
- 7月 ナセル・エジプト大統領、スエズ運河の国有化を宣言、第2次中東戦争勃発
- 1957年 12月 日本のアラビア石油と中立地帯沖合いの石油利権協定に調印
- 1960年 1月 アラビア石油、中立地帯カフジの沖合いで石油を発見
- 9月 石油輸出国機構（OPEC）設立
- 1964年 11月 ファイサル皇太子、第3代国王となる
- 1967年 6月 第3次中東戦争勃発
- 1968年 1月 アラブ石油輸出国機構（OAPEC）設立
- 1971年 5月 ファイサル国王、日本を訪問

- 1973年 10月 第4次中東戦争起こる。アラブ産油国が石油戦略を発動、第1次石油危機発生
- 12月 三木副総理、サウディアラビアを含む中東産油国を訪問
- 1975年 3月 第4代国王にハーリド皇太子が即位
- 1978年 12月 OPECが原油価格の大幅値上げを決定（第2次石油危機）
- 1981年 2月 皇太子明仁殿下・美智子妃殿下、サウディアラビアを訪問
- 5月 湾岸協力会議（GCC）設立
- 1982年 6月 ファハド皇太子、第5代国王に即位
- 1988年 4月 イランとの国交断絶
- 1990年 7月 中国との国交樹立
- 8月 イラクがクウェイトに侵攻、湾岸危機発生
- 1991年 1月 湾岸戦争勃発、多国籍軍がクウェイト占拠のイラク軍を攻撃
- 2月 湾岸戦争終結クウェイト解放
- 3月 イランとの国交回復
- 1992年 3月 ファハド国王が統治基本法、諮問評議会法、地方行政法を公布
- 1994年 11月 皇太子徳仁殿下・雅子妃殿下、サウディアラビアを訪問
- 1998年 10月 アブドゥラー皇太子殿下、日本を訪問
- 2000年 6月 イエメンとの国境画定協定締結

以 上



サウディ政府の駱駝隊

5 参考文献

1. 日本語文献

- (1) 『アブドルアジーズ王の生涯』 日本サウディアラビア協会 1999年
- (2) 『イスラーム辞典』 大塚和夫 小杉 泰 小松久男 東長 靖 羽田 正
山内昌之 編 岩波書店 2002年
- (3) 『クウェイト』 在日クウェイト大使館、クウェイト国情報省、日本クウェイト協会 2000年2月
- (4) 『サウジアラビア』 田村秀治 編 読売新聞社 1976年
- (5) 『サウジアラビア』 小山茂樹 中央公論社 1994年
- (6) 『サウディアラビア王国概要』 外務省中東アフリカ局中東第2課
- (7) 『サウジアラビア現代史』 岡倉徹志 文芸春秋 2000年
- (8) 『サウディアラビアの産業基盤』(財)中東協力センター 2001年
- (9) 『サウディアラビア/クウェイト実用ガイド』 日本サウディアラビア協会・
日本クウェイト協会 1982年
- (10) 『仕組まれた湾岸戦争』 浅井 隆 東洋経済新報社 1991年
- (11) 『実用アラビア語会話集』 日本サウディアラビア協会・日本クウェイト協会 1979年
- (12) 『世界石油戦争』 広瀬 隆 日本放送出版協会 2002年
- (13) 『中東協力センターニュース』 2001年10/11月号、2003年4/5月号、2003年
6/7月号 (財)中東協力センター
- (14) 『中東ハンドブック』 板垣雄三 (編集) 講談社 1978年
- (15) 『日本サウディアラビア協会』 会報1号 (1961年2月) から211号 (2003年
9月)
- (16) 『湾岸危機を乗り越えて - アラビア石油35年の歩み』 アラビア石油 (株)
1993年

2. 英語文献

- (1) The Kingdom of Saudi Arabia , Ministry of Information, Saudi Arabia

- (2) The Kingdom of Saudi Arabia - The Saudi Way of Life, Ministry of Information, Saudi Arabia
- (3) Kingdom Of Saudi Arabia - The March of Progress, Ministry of Information, Saudi Arabia
- (4) This is Our Country, Ministry of Information, Saudi Arabia
- (5) A Country And A Citizen For a happy, decent life, Ministry of Information, Saudi Arabia
- (6) The Desert King Ibn Saud and his Arabia, David Howarth, McGraw-Hill Book Company, New York, 1964
- (7) Miracle of the Desert Kingdom, Ahmed Assah, Johnson Publications Ltd, London, 1969
- (8) The Kingdom, Robert Lacey, Hutchnson & Co., Ltd, 1981
- (9) The Handbook of the Kingdom of Saudi Arabia, Knight Communication Ltd, Channel Islands, 1996
- (10) Saudi Arabia - The Essential Business & Leisure Guide, Patric Legge, Middle East Publications, London
- (11) National Guide & Atlas of the Kingdom of Saudi Arabia, Zaki M.A. Farsi

3. アラビア語文献（邦訳表題名）

- (1) 『サウディ国家の歴史』 アミン・サイード著
- (2) 『イスラーム暦1394年（1974年）国勢調査報告書』 財政・国家経済省
- (3) 『1992年3月6日付官報（統治基本法、諮問評議会法、地方行政法掲載）』
- (4) 『1992年12月18日付官報（1992年実施国勢調査の第1次結果発表）』
- (5) 『最高石油・鉱物評議会設立に関する国王勅命』
- (6) 『最高経済評議会定款』
- (7) 『ガイドブック - サウディ人限定経済活動・職業・職務と自国民労働力への段階的置換 - 』 人材評議会 2002年9月
- (8) 『サウディアラビアの民営化戦略』 最高経済評議会
- (9) 『民営化対象20事業関連閣僚会議決議』

(10) 『サウディアラビア工業都市・技術地区庁定款』

(11) 『国家重要人物(サ우드家主要メンバー)』 マディーナ印刷・出版会社
1996年

4. 関連機関 Web Site

(1) サウディアラビア王国関係機関

ファハド国王公式サイト	http://www.kingfahdbinabdulaziz.com/
国防・航空省	http://www.pca.gov.sa/
都市・村落省	http://www.momra.gov.sa/
外務省	http://www.mofa.gov.sa/
司法省	http://www.moj.gov.sa/
イスラーム問題・ワクフ・宣教・指導省	http://www.islam.org.sa/
水・電力省	http://www.mow.gov.sa/
人事省	http://www.mcs.gov.sa/
高等教育省	http://www.mohe.gov.sa/
教育省	http://www.moe.gov.sa/
文化・情報省	http://www.saudinf.com/
商業・工業省	http://www.commerce.gov.sa/
石油・鉱物資源省	http://www.mopm.gov.sa/
財務省	http://www.mof.gov.sa/
巡礼省	http://www.haj.org.sa/
経済・企画省	http://www.planning.gov.sa/
労働・社会問題省	http://www.mol.gov.sa/
農業省	http://www.agrwat.gov.sa/
保健省	http://www.moh.gov.sa/
サウディアラビア通貨庁(SAMA)	http://www.sama.gov.sa/
サウディアラビア株式市場公式サイト	http://www.tadawul.com.sa/
ジュベイル・ヤンプー王立委員会	http://www.rcjy.gov.sa/
サウディアラビア基礎産業公社(SABIC)	http://www.sabic.com/

サウディアラビア総合投資院 (SAGIA)	http://www.sagia.gov.sa/
サウディアラムコ	http://www.saudiaramco.com/
港湾公団	http://www.ports.gov.sa/
サウディ鉄道公団	http://www.saudirailways.org/
サウディアラビア航空	http://www.saudiairlines.com/
サウディ国営通信社 (SPA)	http://www.spa.gov.sa/
サウディ・テレコム社	http://www.stc.com.sa/
在ワシントン・サウディアラビア大使館	http://www.saudiembassy.net
アラブ・イスラーム学院	http://www.aia - t.org/
石油輸出国機構 (OPEC)	http://www.opec.org/

(注：アラビア語のみのサイトあり)

(2) 日本国関係機関

外務省	http://www.mofa.go.jp/
在リヤード日本国大使館	http://www.ksa.emb - japan.go.jp/
国際協力機構 (JICA)	http://www.jica.go.jp/
日本貿易振興機構 (JETRO)	http://www.jetro.go.jp/
(財) 中東協力センター	http://www.jccme.or.jp/

5. 資料・写真提供協力

サウディ国営通信社
 サウディアラムコ
 日本サウディアラビア協会
 外務省中東アフリカ局中東第2課
 中東協力センター
 ジュトロ・リヤード事務所
 アラビア石油
 トヨタ自動車

サウディアラビア王国

伝統ある若き近代国家

2004年3月発行

(非売品)

発行 サウディアラビア王国文化・情報省

<http://www.saudinf.com/>

在日サウディアラビア王国大使館

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-4

電話：03-3589-5241 FAX：03-3589-5200

<http://www.saudiembassyjapan.org/>

協力 日本サウディアラビア協会

印刷 株式会社 上田写真製版所

2004 Ministry of Culture and Information, Saudi Arabia
Royal Embassy of Saudi Arabia, Japan
Printed in Japan